

広島市地域公共交通会議（書面審議）審議結果

1 議案

雲出線及び宇佐線における車両の移動円滑化基準の適用除外について

2 賛否

賛成 8 名、反対 1 名

3 委員からのご意見

氏名・役職	賛否	ご意見
満田 チエ子 委員 (公財)広島市老人クラブ連合会 理事	賛成	車椅子のスペースがない様ですが大丈夫でしょうか。案じています。よろしくお願いします。
栗原 理 委員 (公社)広島消費者協会 会長	反対	一、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないとその基本理念に謳われている。 二、その法の理念があつて、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（以下、認定要領）」第3に、基準適用除外とする解除条件が述べられているものと史料される。 三、原案を概観すると、該当の2路線の乗用車両を14名定員のトヨタコンピューターに入れ替えることを前提とした上で認定要領第3を適用し、これを提案していると見られる。よって原案には反対である。 四、なお、「03_議案」中、車椅子利用者等への対応として、費用負担が明らかにされていないことに加え、現状では車椅子利用者はいないとされているものの、今後高齢化が心配され、将来にわたって利用者の生活に対する不安は払拭できない。

4 審議結果

広島市地域公共交通会議設置要綱第6条第3項ただし書きを適用し、承認する。

【参考 広島市地域公共交通会議設置要綱抜粋】

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、原則、出席委員の全員の賛成をもって決することとする。ただし、全員の賛成が困難と会長が認めた場合は、この限りでない。

4 交通会議には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。